

## 各種届出における留意事項について

平成19年4月

福島県保健福祉部

生活福祉領域介護保険グループ

介護保険指定事業者として福島県知事の指定を受けるための指定申請や、指定を受けた後に変更届出などを提出する際に特に注意していただきたい点について以下にまとめました。

届出を行う際には下記留意事項を良くお読みの上届出を行っていただくようお願いいたします。

なお、本取扱いは福島県知事の指定を受けた事業所が届出を行う際のものであり、福島県以外の県に指定申請等を行う際の取扱いとは異なる場合がありますので御注意ください。

また、地域密着型サービスに係る届け出は各市町村に提出することとなります。

### 1 共通事項

- (1) 届出書類の様式は最新のもので提出すること。

指定申請書や変更届出書、各サービス毎の付表などの様式は介護保険制度の改正などにより変更となることがあります。様式が変更となった際には各事業所への通知又はホームページへの掲載などで周知を行っていますので、届出を行う際にはその時点で最新のもので提出するようにお願いします。

- (2) 各種届出書類は正副各1部ずつ提出すること。

県に各種届出書類を提出する際には正副各1部ずつの2部提出するようにお願いします。副本は正本をコピーした物で差し支えありません。

- (3) 届出に係る職員等の資格証等については必要なもののみ添付すること。

資格要件が不要な職員（例：通所介護の介護職員など）の資格証等や要資格職種であるが届出と直接関係のない資格証等（例：介護支援専門員の現任研修の終了証明書など）は提出書類としては不要なので添付しないでください。

### 2 指定申請関係

- (1) 「指定申請に係る添付書類一覧」の作成について

指定申請に必要となる書類についてまとめた「指定申請に係る添付書類一覧」を作成したので、申請書類に当該一覧を添付し申請を行うようお願いします。

### 3 変更届関係

- (1) 「変更届が必要となる事項一覧」の作成について

変更届が必要となる事項についてサービスごとにまとめた一覧を作成しましたので、事業内容に変更等があった際には当該一覧により届出の要否を確認の上必要な手続を行ってください。

(2) 事業所従業員の変更の際の手續について

事業所の従業員に変更があった場合に、事業所の管理者や訪問介護のサービス提供責任者などについては法令上で届出が必要であることが明記されているためその都度届出を行うこととなります。

それ以外の従業員の変更はその都度届出を行う必要はありませんが、その他変更届出が必要となる事項の変更があった際に直近の職員の配置状況について併せて提出するようにお願いします。

ただし、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設の生活相談員については、その都度届け出を提出するようにお願いします。

(3) 介護給付サービスと介護予防サービス双方に変更が生じた場合の届出について

変更の項目が介護給付サービスと介護予防サービス（例：訪問介護と介護予防訪問介護）で同一の場合の変更届出書は一つの変更届出の中で両方のサービスについて記載することで足り、それぞれ別の変更届出書を作成する必要はありません。

#### 4 介護報酬関係

(1) 通所系サービスにおける規模別報酬について

平成18年の制度改正により、通所系サービスの基本報酬は前年度の月平均延利用者数によって決まる規模別報酬制が導入されました。各通所系事業所は毎年この月平均延利用者数の算出を行い、報酬区分が異動となる場合には県への届け出が必要となります。

なお、算定の方法等については平成19年2月22日付け18生福第5781号「通所系サービスにおける事業所規模報酬区分の取扱いについて（通知）」を参照してください。

(2) 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

平成18年の制度改正により、居宅介護支援事業所において所定のサービスを位置づけた事業所法人の割合が9割を超えた場合に基本報酬が減算となる特定事業所集中減算の制度が導入されました。各居宅介護支援事業所は毎半期ごとに減算要件に該当するか否かの判定を行う必要があります。

なお、判定の方法及び正当な理由の範囲等については平成18年7月25日付け18生福3084号「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算について（通知）」及び平成18年11月13日付け18生福3761号「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算における正当な理由の範囲について（通知）」を参照してください。